



条例案の概要

(美濃加茂市議会第4回定例会資料)

令和2年11月30日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 8 9 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	1
議第 9 0 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について	3
議第 9 1 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 9 2 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一 部を改正する条例について	5
議第 9 3 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例について	6
議第 9 4 号	美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について	7
議第 9 5 号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	8
議第 9 6 号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	9

◎ 改正の概要

令和 2 年 10 月 7 日に行われた人事院勧告に基づき、民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0.05 月引き下げる改正を行うものです。

【給与勧告の骨子】

民間の特別給（ボーナス）の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を 0.05 月分引き下げます。

◎ 改正の主な内容

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引下げ（第 20 条関係）

期末手当の支給月数を 0.05 月分引き下げ、期末勤勉手当の合計支給月数を現行の 4.5 月から 4.45 月に改定します。引下げ分については、12 月の期末手当で対応します。

第 2 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引下げ（第 20 条関係）

支給月数を 0.05 月分引き下げ、期末勤勉手当の合計支給月数を 4.45 月に改定します（現行 4.5 月）。引下げ分については、6 月と 12 月支給分を均一化し、一般職の期末手当をそれぞれ 1.275 月とします。

【参考】期末手当の見直し

区 分	現行 (R2. 4. 1時点)	改正後 (R2. 12. 1時点)	改正後 (R3. 4. 1時点)	引下げ分
6 月 支給割合	1. 3 月	1. 3 月	1. 275 月	
12 月 支給割合	1. 3 月	1. 25 月	1. 275 月	
合 計	2. 6 月	2. 55 月		0. 05 月

◎ 施行期日（附則）

この条例は、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月

1日から施行します。

〔議第90号〕

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：20頁】

◎ 改正の概要

令和2年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当を引き下げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和2年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き下げ、4.45月とし、引下げ分については、12月の支給分に対応します。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和3年度からの期末手当の支給月数を令和元年度と比較して年間で0.05月分引き下げ、4.45月とし、引下げ分については、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ2.225月分とします。

【参考】 期末手当の見直し

区分	現行 (R2.4.1時点)	改正後 (R2.12.1時点)	改正後 (R3.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	2.25月	2.25月	2.225月	
12月 支給割合	2.25月	2.2月	2.225月	
合計	4.5月	4.45月		0.05月

◎ 施行期日（附則）

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行します。

〔議第91号〕

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：22頁】

◎ 改正の概要

令和2年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当を引き下げるため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和2年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き下げ、4.45月とし、引下げ分については、12月の支給分で対応します。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

○ 期末手当の改定（第5条関係）

令和3年度からの期末手当の支給月数を令和元年度と比較して年間で0.05月分引き下げ、4.45月とし、引下げ分については、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ2.225月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R2.4.1時点)	改正後 (R2.12.1時点)	改正後 (R3.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	2.25月	2.25月	2.225月	
12月 支給割合	2.25月	2.2月	2.225月	
合計	4.5月	4.45月		0.05月

◎ 施行期日（附則）

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行します。

〔議第92号〕

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

【議案書：24頁】

◎ 改正の概要

令和2年10月7日に行われた人事院勧告に基づき、美濃加茂市職員の給与に関する条例と同様に、特定任期付職員の期末手当を引き下げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引下げ（第9条関係）

特定任期付職員の令和2年度の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き下げ、3.35月に改定し、引下げ分については、12月の支給分に対応します。

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

○ 期末手当の引下げ（第9条関係）

特定任期付職員の令和3年度からの期末手当の支給月数を令和元年度と比較して年間で0.05月分引き下げ、3.35月とし、引下げ分については、6月と12月支給分を均一化し、それぞれ1.675月分とします。

【参考】期末手当の見直し

区分	現行 (R2.4.1時点)	改正後 (R2.12.1時点)	改正後 (R3.4.1時点)	引下げ分
6月 支給割合	1.7月	1.7月	1.675月	
12月 支給割合	1.7月	1.65月	1.675月	
合計	3.4月	3.35月		0.05月

◎ 施行期日（附則）

この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行します。

[議第93号]

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：26頁】

◎ **改正の概要**

会計年度任用職員の期末手当は従前のおりですが、令和2年の人事院勧告を受けた国家公務員の一般職及び特別職の給与改定に準じ、美濃加茂市職員の給与に関する条例を改正することに伴い、所要の改正をするものです。

◎ **改正の主な内容**

第1条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ **期末手当の改定（第8条関係）**

美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項の期末手当の支給月数に「100分の125」（12月の支給月数）を追加するため、本条の読み替え規定に「100分の125」を追加し、従前の期末手当支給月数となるようにします。

第2条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

○ **期末手当の改定（第8条関係）**

美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項の期末手当の支給月数を「100分の127.5」（令和3年度の支給月数）とするため、本条の読み替え規定を「100分の127.5」とし、従前の期末手当支給月数となるようにします。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、第1条については公布の日から、第2条については令和3年4月1日から施行します。

◎ 改正の概要

近年の大規模で、かつ、頻発する災害に対応するため避難所設置が頻繁に行われ、かつ、避難所運営にあたる職員の勤務が長期化・長時間化している状況を鑑み、災害対策業務手当を新設するものです。

また、災害対応等での新型コロナウイルス感染症への対応等も鑑み、感染症防疫作業手当の特例を設けます。

これに伴い、感染症防疫作業手当及び犬猫等死体処理手当の金額の見直しを行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 災害対策業務手当（第2条及び第6条関係）

災害対策業務手当を新設し、支給を可能とします。

避難所の開設及び運營業務並びに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う作業等 勤務1日につき1,000円

○ 感染症防疫作業手当の支給額（第3条関係）

感染症防疫作業手当の支給額を500円から1,000円に引き上げます。

○ 犬猫等死体処理手当の支給額（第5条関係）

犬猫等死体処理手当の支給額を400円から1,000円に引き上げます。

○ 新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例（附則関係）

避難所等で新型コロナウイルス感染症対策に対応する職員への感染症防疫作業手当の特例を設けます。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 勤務1日につき4,000円
- ・上記以外の作業 勤務1日につき3,000円

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

消防団の活動は火災出動だけでなく、近年は大雨対応など災害全般に及んでおり、地域防災の要として消防団員が担う役割が大きくなっているとともに、その負担も増しています。

また、消防団員の確保が年々厳しい状況であることから、消防団員の処遇改善の観点からも費用弁償の増額の改正を図ることで、新規加入の促進に資することが期待されます。

改正にあたっては、従事する職務を火災などの災害出動とそれ以外の出動と消防音楽隊の活動の3つに区分しそれぞれに支給額を設定します。

また、火災時、地元分団は鎮火後も残火処理でしばらく現場に待機するため拘束時間が長時間となることや、消防操法大会などの団行事が1日ばかりとなることから、4時間を超えて従事した場合の費用弁償を2倍の額とします。

以上のように、美濃加茂市消防団条例第12条第1項に規定する費用弁償の額を、岐阜県内の市町村平均額の水準まで引き上げる改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 費用弁償額の改正（第12条関係）

【改正前】

水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合 1回につき1,200円

【改正後】

- ① 水火災その他の災害による災害出動 1回につき2,000円
- ② 警戒、訓練、指導、広報その他の出動 1回につき1,800円
- ③ ①②以外の出動 1回につき1,200円

（例：消防音楽隊の演奏練習及び演奏会）

- ④ ①②の職務に4時間を超えて従事したときは、2倍の額を支給します。

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、令和3年4月1日から施行します。
- この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例によります。

〔議第96号〕

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

【議案書：34頁】

◎ **改正の概要**

2020年3月に都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定を行いました。それらに伴い、都市拠点と位置付けている美濃太田駅周辺地区内において市街地再開発事業が民間主導で動き出すことなどから、民間と連携して立地適正化計画等に係る事業を積極的に推進する体制を強化するため、新たに都市政策部を設置するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **都市政策部の設置（第1条及び第2条関係）**

都市政策部を設置し、従来の建設水道部の分掌事務を所管ごとに振り分けるとともに、都市政策部の分掌事務に「立地適正化計画に関すること」を追加します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和3年4月1日から施行します。